

住民監査請求（特別区設置協定書に関する住民説明会）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成 28 年 4 月 4 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（1 人）に通知した。（却下、監査結果は同年 5 月 16 日決定）

第 1 請求の内容

1 請求の要旨

特別区設置協定書についての住民説明会には、警備委託や会場使用料等で 3,160 万円が支出されたが、橋下前市長らは、説明会で次の（1）から（5）のような不適切あるいは違法な説明をした。

- （1）住民説明会では特別区設置協定書を配布すべきであったにもかかわらず、市民に「特別区設置協定書について（説明パンフレット）」（以下「説明パンフレット」という。）を配布し、これを用いて説明を行った。
- （2）説明パンフレットには、特別区設置協定書に書かれていないことが記載されていたという重大な問題があったため、これを市民に配布するのは不適切であった。
- （3）住民投票で賛成多数なら大阪市が廃止されるという重要な事実を市民には説明せず隠した。
- （4）財源活用可能額など、特別区設置協定書には書かれていないことを市民に説明した。
- （5）特別区設置協定書と説明パンフレットの関係などについて市民に虚偽説明を行った。

上記（1）から（5）をまとめると次の 3 つになる。

- （A）市民に知らされなければならなかった、住民投票で賛成多数なら大阪市が廃止されることを一度も説明せずに隠した。
- （B）特別区の財政について虚偽説明をした。
- （C）橋下前市長は「大阪都構想」という言葉を使い、特別区設置協定書とは関係のない説明をした。

このような不適切、あるいは違法な説明をした住民説明会に公金から支出することは違法、不当である。

2 求める措置

- （1）住民説明会のために公金から支出した 3,160 万円を全額返還すること
- （2）橋下前市長らは、特別区設置協定書を配布しなかったこと、説明パンフレットに特別区設置協定書とは関係のない個人的意見を入れたこと等の訂正・謝罪を市民一人一人に伝えること
- （3）住民説明会の説明者を、特別区の設置に係る部署には配属しないこと

第 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、不適切あるいは違法な説明をした住民説明会に警備委託や会場使用料など 3,160 万円を支出することは違法、不当な公金の支出であると主張する。

しかし、住民説明会の警備委託や会場使用料などは説明内容にかかわらず支出する必要があり、説明内容が「特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」との大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成 24 年法律第 80 号）第 7 条第 2 項の規定に反するという請求人の主張は、住民監査請求の対象となる警備委託や会場使用料などの支出という財務会計上の行為に固有の違法不当性についての主張とはいえない。

そうすると、本件請求は、当該行為等について、具体的な理由により当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示したものとはいえず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。